

議員提出議案第 3 号

琴浦町議会政治倫理条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び琴浦町議会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

平成 3 0 年 9 月 2 0 日 提 出

提出者	琴浦町議会議員	前 田 智 章
賛成者	同	新 藤 登 子
	同	青 亀 壽 宏
	同	川 本 正 一 郎
	同	高 塚 勝
	同	大 平 高 志

平成 3 0 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

提 案 理 由

【琴浦町議会政治倫理条例の制定について】

この条例は、議員が、町民の代表として人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう、必要な事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、町民に信頼される公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的として、制定するものであります。

琴浦町議会政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、琴浦町議会議員(以下「議員」という。)が、町民の代表として人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、町民に信頼される公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、町民の厳粛な信託を受けた代表者として、自らの行動を厳しく律し、より高い倫理観を持ち、町政に携わる権能と責務を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、真摯かつ誠実に疑惑の解明に努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準(以下「倫理基準」という。)を遵守しなければならない。

(1) 議員の品位と名誉を損なう行為により、町民の議会に対する信頼を損ねないこと。

(2) 議員の地位を利用して公正を疑われるような金品を授受しないこと。

(3) 町及び本町行政と密接な関係のある法人(以下「町等」という。)が行う許認可等の処分若しくは行政指導又は工事請負契約、業務委託契約、物品納入契約その他の契約(以下「工事請負契約等」という。)に関し、特定のもののために不正な働きかけをしないこと。

(4) 町職員の採用、昇任、降任、異動その他の人事について、影響力を行使しないこと。

(5) 政治活動に関して、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、議員の後援団体についても同様に取り扱わせるよう措置すること。

(6) 町等の職員の公正な職務遂行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

2 前項に規定する倫理基準の運用に当たっては、議員の正当な活動を制限することのないよう留意しなければならない。

(補助等を受けている団体の役員への就任)

第4条 議員は、町等から活動及び運営に対する補助又は助成を受けている団体の役員に就任しないよう努めること。

2 議員は、前項に規定する団体の役員に就任し、又はその職を辞し、若しくは異動があったときは、遅滞なく議長にその旨を届け出なければならない。

3 議長は、前項の規定により提出された届出を公表するものとする。

(工事請負契約等に関する遵守事項)

第5条 議員は、自らが実質的に経営に関与する企業と町等との間で締結する工事請負契約等に関して、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町民に疑念を生じさせないように努めなければならない。

(除斥の議員名及び事件名の公表)

第6条 議長は、地方自治法第117条の規定により除斥された議員及び事件名を公表するものとする。

2 前項の規定により除斥される議員は、当該議事が行われる前に議長に届け出なくてはならない。

(審査の請求)

第7条 議員は、倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、それを疑うに足る事実を証する資料を添えて、議員定数の6分の1以上の議員の連署をもって、その代表者(以下「議員による審査請求代表者」という。)から書面で議長に対して審査を請求することができる。

2 議員の選挙権を有する者(以下「有権者」という。)は、倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、それを疑うに足る事実を証する資料を添えて、有権者の200分の1人以上の者の連署をもって、その代表者(以下「町民による審査請求代表者」という。)から書面で議長に対して審査を請求することができる。

3 前項に規定する有権者とは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録された者とする。

4 議長は、町民による審査請求代表者から第2項の規定による書面の提出があったときは、直ちに琴浦町選挙管理委員会に対し、署名した者が選挙人名簿に登録された者であることの確認を求めるものとする。この場合において、琴浦町選挙管理委員会は、署名の確認審査を行いその結果を議長に通知するものとする。

5 議長は、第1項又は第2項に規定する要件を満たしていると認めたときは当該審査請求を受理し、又は要件を満たしていないと認めたときは却下するものとする。

6 前項に規定する審査請求を却下した場合、その旨を議員による審査請求代表者又は町民による審査請求代表者に通知するものとする。

(審査会の設置)

第8条 議長は、前条第5項の規定に基づき審査請求を受理したときは、これを審査するために、議会に琴浦町議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。

(審査会の組織)

第9条 審査会は、議員の内から議長が指名する委員3人と、識見を有する者の内から議長が委嘱する委員3人をもって組織する。

2 委員の任期は、議長に対し当該事案の審査結果の報告を終了したときまでとする。

3 議長は、委員に欠員が出た場合、速やかに補充するものとする。

4 審査会には、会長及び副会長1人を置く。

5 会長及び副会長は、審査会において互選する。

6 会長は、審査会を代表し、議事その他会務を総理する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第10条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に開かれる会議は、議長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

4 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とすることができる。

(審査)

第11条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査を請求された議員(以下「被審査議員」という。)、議員による審査請求代表者又は町民による審査請求代表者(以下「審査請求代表者」という。)、識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。

2 審査会は、審査に当たり、被審査議員が審査会に出席し、又は書面により弁明する機会を設けなければならない。

3 被審査議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会に出席して意見を述べなければならない。

4 審査会は、審査を付託された日の翌日から起算して90日以内に審査を終了し、議長に対してその審査結果を文書で報告しなければならない。

(審査結果の通知及び公表)

第12条 議長は、前条第4項の規定により報告を受けたときは、審査請求代表者及び被審査議員に対し、審査の結果を文書で通知するものとする。

2 議長は、審査結果の概要を公表するものとする。

(審査結果の尊重)

第13条 議長は、審査会から報告を受けた審査結果を尊重するものとする。

2 議長は、審査請求のあった事案が政治倫理基準に違反したものと認められる場合は、議会の名誉及び品位を守り、町民の信頼を回復するため、対象議員に対して、必要な措置を講ずるものとする。

3 議長は、審査請求のあった事案が政治倫理基準に違反していないと認められる場合は、対象議員の名誉及び信頼を回復するため必要な措置を講ずるものとする。

4 議長は、前2項に定めるもののほか、特に必要と認める場合にあっては、所要の措置を講ずることができる。

(守秘義務)

第14条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その者が委員でなくなった後も同様とする。

(議長職務の代行)

第15条 議長が審査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査の対象になったときは年長の議員が、この条例による議長の職務を行う。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。